

令和7年 4月 21日

広島県社会保険労務士会長 様

公益財団法人

広島県生活衛生営業指導センター理事長

(〒730-0856 広島市中区河原町 1-26)

令和7年度「生活衛生関係営業経営支援対策事業」に係る
専門家派遣個別相談支援の周知について(依頼)

当指導センターの業務の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、当指導センターでは、令和7年4月から12月の間、エネルギー、物価高騰等による厳しい経営環境にある生活衛生関係営業者を対象に、経営上の課題解決のため、専門家への無料個別相談を実施します。

つきましては、リーフレットを貴事務所の掲示板やカウンターなどに備えていただくなどし、生活衛生関係営業の方々に周知していただくようよろしくお願いいたします。

生活衛生関係営業は、理容店、美容店、興行場(映画館・劇場等)、クリーニング店、公衆浴場、ホテル・旅館、氷雪販売業、食肉販売店、飲食店、食鳥肉販売店、喫茶店、社交飲食、料理店 です。

【お問い合わせ先】

(公財)広島県生活衛生営業指導センター 菊池

TEL 082-532-1200 FAX 082-532-2210